

令和8年度小中学校等の児童・生徒に対する 「ものづくりの魅力」発信事業実施要領

1 趣旨

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信を行うものです。

※ この事業は、宮城県職業能力開発協会が厚生労働省から受託した「若年技能者人材育成支援等事業」のプログラムの一つとして実施するものです。

2 主催

宮城県職業能力開発協会

3 後援

・宮城県教育委員会 ・仙台市教育委員会 ・宮城県技能士会連合会 ・宮城名工会

4 協力団体

(順不同)

- ・(一社) 宮城県造園建設業協会
- ・(一社) 日本洋装協会宮城県支部
- ・(一社) 日本洋装協会東北地区
- ・宮城県和裁技能士会
- ・仙台市建設職組合
- ・宮城県たたみ業組合
- ・宮城県表具内装業連合会
- ・宮城県屋外広告美術協同組合
- ・宮城県板金工業組合
- ・宮城県洋装協会
- ・宮城県洋裁技能協会技能士会
- ・宮城県建具業連合会
- ・宮城県瓦葺き技能士会
- ・宮城県板硝子商工協同組合
- ・宮城県塗装業組合連合

5 実施事業

① 事業内容

ものづくり体験教室（ものづくりの実演・魅力を伝える講義、児童・生徒によるものづくり体験等技能・ものづくりの魅力が児童・生徒に伝わる取組を行うものです。）

② 事業の対象者

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

③ 事業の実施単位

原則として、小中学校等の学校ごとの学年単位となります。ただし、大規模校で一学年が大人数となる場合には、クラス単位や希望者のみの実施などにより対応を行うことができます。

④ 実施回数

1回まで（同一の小中学生が複数回受講することはできません。ただし、学年分け、クラス分けにより同一の学校で複数回行うことはこの限りではありません。）

6 体験職種・体験事例

別紙を参照願います。

7 実施期間

令和8年7月1日から令和9年1月31日まで

8 実施方法

(1) 各市町村教育委員会を通じて各学校等に案内し、応募のあった学校等の中から選定するものとします。

（学校等から応募のあった希望職種、日程等について協力団体と調整のうえ、実施を決定することとします。）

(2) 実施が決定した学校等は以下の準備等を行うものとします。

- ・ものづくり体験教室の会場を準備する。
- ・ものづくり体験教室では、派遣されたものづくりマイスターの指導のもとに作品の製作等を行い、児童・生徒にもものづくりの体験、学習をさせる。
- ・ものづくり体験教室については、児童・生徒の担任教師や保護者等にも参加を呼びかけ、児童・生徒と一緒に聴講、体験していただくよう努める。

(3) 所要時間

- ・2～3時間程度とします。

9 経費等

当事業の主催者が、講師派遣経費（謝金、旅費）及び材料費を負担するとともに、使用する工具類等の手配を協力団体に依頼します。